（前照灯等）

第120条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合及び運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

20　前照灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前照灯を自動車に取り付けた状態において、当該前照灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　前照灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前部霧灯）

第121条　（略）

２～５　（略）

６　前部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　前部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（側方照射灯）

第122条　（略）

２～４　（略）

５　側方照射灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　側方照射灯を自動車に取り付けた状態において、当該側方照射灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　側方照射灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方照射の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前照灯等）

第120条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

（新設）

（前部霧灯）

第121条　（略）

２～５　（略）

（新設）

（側方照射灯）

第122条　（略）

２～４　（略）

（新設）